

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
12 番	富田栄次君	13 番	栗田利朗君

欠席議員（1名）

11 番	後藤省治君
------	-------

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	藤塚康孝君	企画調整課長	小川裕司君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	小竹武志君
上下水道課長	藤江和明君	会計管理者兼 会計課長	北村嘉彦君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

## 3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	青木隆一	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

## 4 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について
- 日程第3 報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について
- 日程第4 報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第5 議第37号 令和2年度垂井町水道事業会計決算認定について
- 日程第6 議第38号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について

議第39号 垂井町手数料条例の一部改正について

議第40号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第41号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第42号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について

議第44号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

議第45号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議第43号 上下水管布設（推進工）工事請負契約の締結について

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより令和 3 年第 4 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から11日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、6番 江上聖司君、7番 中村ひとみ君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしておりますので、これより議事日程に入ります。

---

#### 日程第 1 諸般の報告

---

○議長（富田栄次君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に検査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第 2 報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

---

○議長（富田栄次君） 日程第 2、報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告につきまして御説明を申し上げます。

総務費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業とコンビニ交付システム導

入事業を、衛生費につきましては新型コロナウイルスワクチン接種事業を、災害復旧費では林道池田～明神線災害復旧事業を、諸支出金につきましては旧庁舎跡地等活用事業につきまして、以上5つの事業に係ります繰越明許費につきまして繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたしますのでございます。

なお、細部にわたりましては、それぞれ担当の課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

○企画調整課長（小川裕司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、私のほうからは、企画調整課が所管いたします款2総務費、項1総務管理費、事業名、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業につきまして、繰越明許費繰越計算書に基づき補足説明させていただきます。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、県からの営業時間の短縮要請等に全面的に協力する事業者に対して協力金を支給するものでございます。

令和2年度において、第1弾から第4弾として事業が実施されましたが、第3弾及び第4弾分につきましては、県から町への負担金の請求が令和3年度となることから、町の費用負担分として、本年3月議会におきまして翌年度に繰り越す限度額を1,087万8,000円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源につきましては全て一般財源でございます。

以上、企画調整課所管に係ります繰越明許費の補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、住民課が所管いたします款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名、コンビニ交付システム導入事業につきまして補足説明をさせていただきます。

この事業は、個人番号カードを使用し、コンビニに設置されておりますキオスク端末から各種証明書が発行できるシステムを構築する事業で、10月から稼働を始めてまいります。

昨年の9月定例会におきまして、補正予算として議決をいただきました3,300万円につきまして、システムの構築に時間を要するため、同額を翌年度に繰越しさせていただきました。

なお、財源につきましては一般財源でございます。

以上、住民課所管事業の補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、健康福祉課が所管いたします款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接

種事業につきまして補足説明をさせていただきます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図ることを目的とし、円滑な接種を実施するものでございます。

昨年度から国の主導の下、接種体制の確保を図ってまいりました。不安定なワクチン供給に伴い接種開始が遅れたものの、5月1日からは高齢者施設の入所者等への接種を開始し、22日からは65歳以上の高齢者への接種を開始したところでございます。この事業の実施期間は、令和4年2月28日まででございます。

当該予算は、本年2月臨時会で補正をお願いしたもので、事業予算額1億3,994万2,000円のうち、1億3,038万5,000円を繰り越すものでございます。

財源は、国庫支出金1億3,033万5,000円、その他諸収入5万円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

○産業課長（小竹武志君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、私のほうからは、産業課が所管します款11災害復旧費、項1農業水産施設災害復旧費、事業名、林道池田～明神線災害復旧事業につきまして、繰越計算書に基づき補足説明をさせていただきます。

この事業は、令和2年9月に発生しました林道池田～明神線ののり面崩壊を復旧するものでございます。

3月定例会におきまして、積雪により年度内での完成が困難になったことから、翌年度に繰り越す限度額を495万円として議決をいただきました。現在、7月中の完成を目指し、工事を進めているところでございます。

なお、財源内訳としましては、県支出金292万1,000円、一般財源202万9,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） それでは、報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、総務課が所管いたします款13諸支出金、項1普通財産取得費の旧庁舎跡地等活用事業につきまして補足説明をさせていただきます。

この事業につきましては、旧庁舎跡地等の整備に係り、隣地2件を取得するものでございます。

本年3月22日付で不動産売買契約を締結し、4月19日に所有権移転登記が完了したところでございます。

3月定例会におきまして、翌年度に繰り越す限度額を105万円として議決をいただいたところでございます。その財源内訳としまして、国庫支出金65万6,000円、一般財源39万4,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

日程第3 報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について

---

○議長（富田栄次君） 日程第3、報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告につきまして御説明を申し上げます。

公共下水道費におきまして、浄化センター水処理施設増設事業に係ります繰越明許費につきまして繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたすものでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君） ただいま上程されました報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について補足説明をさせていただきます。

本事業は、昨年7月臨時議会で議決を賜り、令和4年度までの3か年において、日本下水道事業団と協定を締結し、工事を委託しております垂井町浄化センター水処理施設増設工事委託でございますが、去る1月8日付で施工者を大日本・岐建特定建設共同企業体と決定しまして事業を進めているところでございます。

この施工者決定までの事前段階において、設計の見直し並びに発注作業に関し、新型コロナウイルス感染症防止対策拡大の影響により不測の日数を要したことにより、昨年度予定していました出来高を達成することが見込まれないため、本年3月定例会にて補正予算でお願いした事業でございます。

それでは、繰越計算書に基づき説明をさせていただきます。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、事業名、浄化センター水処理施設増設事業、繰越額1億2,300万円でございます。

財源内訳としましては、未収入特定財源のうち、国庫支出金が6,765万円、同じく地方債が

4,980万円、また一般財源が555万円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

日程第4 報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

---

○議長（富田栄次君） 日程第4、報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出につきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂井町土地開発公社の令和3年度の事業計画、予算及び資金計画並びに令和2年度の事業報告書及び決算報告書を提出いたすものでございます。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 建設課長 小森俊宏君。

〔建設課長 小森俊宏君登壇〕

○建設課長（小森俊宏君） 報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出につきまして、配付資料の順に演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、令和3年度垂井町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画の1ページを御覧ください。

令和3年度の事業計画につきましては、公有地取得事業及び公有地売却事業ともに計画はございません。

2ページを御覧ください。

令和3年度予算でございます。

第2条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入、第1款事業収益はゼロ円。

第2款事業外収益は、受取利息、受取配当金、合わせて収入合計2,000円を計上しております。

次に、支出でございます。

第1款事業原価は、令和3年度の事業がないことからゼロ円、第2款販売費及び一般管理費は、理事会の必要経費として6万8,000円、支出合計は同額の6万8,000円を計上しております。収益的収入支出の差引額はマイナス6万6,000円でございます。

続きまして、第3条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入支出ともに予定はございません。

3ページに移っていただきまして、令和3年度資金計画でございます。

第2条、受入資金の予定額につきましては、前年度繰越金を主なものとして、受入資金合計964万6,000円。

第3条、支払資金の予定額につきましては、支払資金合計6万8,000円でございます。

令和3年度垂井町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画は以上でございます。

続きまして、令和2年度垂井町土地開発公社事業報告書、決算報告書を御覧ください。

初めに、1ページ、令和2年度事業報告書でございます。

1. 概況、(1)理事会の開催状況につきましては、都合5回開催し、府中離山工業団地に係る土地の処分など6議案の議決をいただきました。

2. 業務、(1)土地の取得はございませんでした。

(2)土地の処分につきましては、府中離山工業団地開発事業で、面積7万1,091.07平方メートルを10億5,245万2,748円で処分いたしました。

3. 会計、(1)借入金の概況につきましては、期首残高10億5,000万円は当期で全て返済したため、期末残高はゼロ円となりました。

(2)開発中土地の明細につきましては、府中離山工業団地開発事業で、期首残高10億4,505万3,274円に対しまして、当期で借入金利息など163万3,161円増加しておりますが、当期で全ての土地を処分いたしましたので、期末残高はゼロ円となりました。

続きまして、2ページ、令和2年度決算報告書を御覧ください。

初めに、収益的収入及び支出、(1)収入につきましては、第1款事業収益は、第1項第1目完成土地売却収益で決算額10億5,245万2,748円、第2款事業外収益は、第1項第1目受取利息ほかで決算額5,226円で、収入計は10億5,245万7,974円となりました。

(2)支出につきましては、第1款事業原価は、第1項第1目完成土地売却原価で、決算額10億4,668万6,435円、第2款販売費及び一般管理費は、第1項第1目人件費で、決算額13万4,400円で、支出計は10億4,682万835円となりました。

この結果、3ページの損益計算書を御覧いただきますと、一番下の当期純利益といたしまして563万7,139円を計上したところでございます。

2ページに戻っていただきまして、2. 資本的収入及び支出でございます。

(1)収入につきましては、新たな借入れはありませんので、ゼロ円でございます。

(2)支出につきましては、第1款資本的支出の決算額として、会計支援業務に係ります委託料8万8,000円、支払利息154万5,161円、長期借入金償還金10億5,000万円で、支出計は10億



5,163万3,161円となりました。

続きまして、4ページ、令和2年度貸借対照表を御覧ください。

初めに、資産の部でございます。

1. 流動資産合計964万4,154円、2. 固定資産合計502万円で、資産の部合計は1,466万4,154円となりました。

負債の部合計はゼロ円でございます。

次に、資本の部でございます。

1. 資本金合計500万円、2. 準備金合計966万4,154円で、資本の部合計は1,466万4,154円となりました。

この結果、負債・資本合計は1,466万4,154円となりました。

続きまして、5ページ、令和2年度キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

こちらは、一定の活動区分別に現金の増減を整理して表示しております。

まず、Ⅰの事業活動によるキャッシュ・フローとして、土地造成事業収入10億5,245万2,748円、その他事業収入4,200円、土地造成事業支出マイナス879万1,030円、人件費支出マイナス13万4,400円、利息の受取額1,026円で、事業活動によるキャッシュ・フロー計は10億4,353万2,544円となりました。

Ⅲの財務活動によるキャッシュ・フローでは、借入金の返済による支出として、財務活動によるキャッシュ・フロー計マイナス10億5,000万円となりました。

各活動区分の合計といたしましては、Ⅳの現金及び現金同等物増加額（又は減少額）はマイナス646万7,456円となり、Ⅴの期首残高1,611万1,610円との差引きで、Ⅵの期末残高は964万4,154円となりました。

なお、6ページに財産目録、7ページ以降に各附属明細表、最後に決算審査意見書を添付しております。

以上、報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

日程第5 議第37号 令和2年度垂井町水道事業会計決算認定について

---

○議長（富田栄次君） 日程第5、議第37号 令和2年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 議第37号 令和2年度垂井町水道事業会計決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度の垂井町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

[上下水道課長 藤江和明君登壇]

○上下水道課長（藤江和明君） それでは、議第37号 令和2年度垂井町水道事業会計決算認定につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、お手元の決算書14ページ、令和2年度垂井町水道事業報告書を御覧ください。

令和2年度につきましても、引き続き安心・安全な水の安定供給を行うため、水道施設の定期的な点検、調査及び修繕などを実施し、維持保全に努めました。また、水質検査を充実し、水質の向上に取り組むとともに、老朽管更新時に耐震管を採用するなど耐震性の向上、さらに漏水調査等による有収率の向上に努めてまいりました。

事業経営では、新型コロナウイルス感染症対策としまして、全ての使用者に対し、令和2年7月から10月分の水道料金のうち基本料金の免除を行い、経済的負担の軽減を図ったところでございます。また、水道料金の収納サービスとして、前年度のコンビニ収納サービスに続き、令和2年度はキャッシュレス決済サービスの導入を行い、水道料金収納サービスの向上に努めました。今後も水需要の動向を注視しつつ、効率的かつ効果的な事業運営を図り、サービスの向上に努めてまいります。

それでは、給水の状況並びに収益的収支の状況について説明をさせていただきます。

令和2年度の給水状況でございますが、給水戸数は9,228戸で、前年度に比べ55戸の増となり、総有収水量は301万7,896立方メートルで、前年度に比べ3,543立方メートルの減となりました。

収益的収入につきましては4億1,208万6,115円で、前年度に比べ864万8,475円の増となっております。この主な原因は、水道料金の基本料金減免事業に係る他会計負担金によるもので、給水収益の減少に伴う資金不足を補填するため、水道料金に相当する額を一般会計から繰入れしたことによるものでございます。

一方、収益的支出につきましては、人件費、動力費の減少により3億7,229万8,022円で、前年度に比べ1,222万5,603円の減となりました。

この結果、決算書の3ページ、令和2年度垂井町水道事業損益計算書の下から4行目、当年

度純利益を御覧いただきますと、当年度は3,978万8,093円の純利益を計上するに至りました。

また、当年度未処分利益剰余金は3億5,979万2,182円となり、7ページの剰余金処分計算書にごございますように、翌年度繰越利益剰余金として計上しております。

再度14ページに戻っていただきますと、資本的収支の状況でございます。

資本的収入につきましては5,449万5,073円で、内訳としまして、加入金356万4,000円、工事負担金182万9,273円、他会計負担金4,910万1,800円となり、前年度に比べ2,780万3,204円の減となっております。

一方、資本的支出につきましては1億9,783万58円で、内訳としまして、建設改良費1億489万6,790円、企業債償還金9,293万3,268円となり、前年度に比べ4,190万6,629円の減となりました。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億4,333万4,985円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

当年度の建設改良工事及び修繕工事等につきましては、16ページから17ページを御覧ください。

下水道事業に伴う配水管布設替工事、栗原境野地内配水管布設替工事、東大滝地内配水管布設替工事などを実施いたしました。

そのほかの工事及び修繕等につきましてはお目通し願います。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第37号 令和2年度垂井町水道事業会計決算認定については、総務産業建設委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は総務産業建設委員会に付託することに決定しました。お諮りいたします。

本案の審議に当たっては、総務産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、総務産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

- 議第39号 垂井町手数料条例の一部改正について
- 議第40号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第41号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第42号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について
- 議第44号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第1号）
- 議第45号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 

○議長（富田栄次君） 日程第6、議第38号 垂井町個人情報保護条例の一部改正についてから議第42号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議についてまで及び議第44号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第1号）から議第45号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第38号 垂井町個人情報保護条例の一部改正についてから議第42号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議についてと議第44号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第1号）と議第45号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までについて、一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第38号 垂井町個人情報保護条例の一部改正についてと議第39号 垂井町手数料条例の一部改正につきましては、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第40号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第41号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正をいたすものでございます。

議第42号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議につきましては、組合管理者及び副管理者等の執行機関の選任方法等の規定について所要の改正を行うものでございます。

次に、議第44号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説

明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ9,230万3,000円を追加いたし、予算総額を92億7,230万3,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、巡回バスの修繕に係ります需用費につきまして増額措置を行いました。

また、選挙費におきましては、衆議院議員選挙に係ります需用費、役務費及び委託料につきまして、それぞれ増額の措置を行ったところでございます。

次に、民生費では、児童福祉費におきまして、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係ります職員手当等、需用費、役務費、委託料及び負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額の措置を行ったところでございます。

次に、衛生費では、保健衛生費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係ります報酬、職員手当等、共済費、旅費、需用費、役務費及び委託料につきまして、それぞれ増額を行った次第でございます。

次に、農林水産業費では、農業費におきまして、農業経営高度化支援事業補助金及び高性能農業機械導入補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額の措置を行っております。

次に、教育費では、小学校費及び中学校費におきまして、無線LANアクセスポイントの購入に係ります備品購入費につきまして、それぞれ増額の措置を行った次第でございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、諸収入及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第45号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ100万円を追加し、予算総額を27億7,100万円といたすものでございます。

補正いたしますものは、保険給付費では、傷病手当金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額の措置をいたしました。

なお、財源につきましては、県支出金の増額措置をした次第でございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） 議第38号 垂井町個人情報保護条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、1ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、デジタル庁設置及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、当該法律において、行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律、番号利用法の一部が改正され、情報提供ネットワークシステムの所管課がデジタル庁に変更されるとともに、転職時等において、使用者間での特定個人情報の提供を可能とする規定が追加されたことから、垂井町個人情報保護条例に関する規定について所要の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、第24条で実施機関における自己情報の訂正等の実施について規定しており、同条第2項で訂正等を実施した場合の書面での通知先について規定しておりますが、情報提供ネットワークシステムの所管課がデジタル庁に変更されることに伴いまして、通知先の「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改めるとともに、同項で引用しております番号利用法第19条に、新たに第4号として、転職時等において使用者間での特定個人情報の提供を可能とする規定が追加されたことに伴いまして、番号利用法第19条第4号以降の規定が繰り下げられますので、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 私からは、住民課が所管いたします議第39号 垂井町手数料条例の一部改正と議第42号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、議第39号 垂井町手数料条例の一部改正から説明をさせていただきます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、個人番号カードの再交付手数料の規定について所要の改正を行うものでございます。

議案書1ページ、新旧対照表は3ページを御覧ください。

改正の趣旨といたしまして、個人番号カードの再交付手数料は、垂井町手数料条例に基づき徴収しておりますが、9月1日からは、地方公共団体情報システム機構からの受託による徴収となり、条例根拠が不要となるため、別表中6の項を削除し、7の項を6の項とし、8の項から13の項までを1項ずつ繰り上げるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年9月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第42号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について、補足説明をさせていただきます。

去る令和3年4月30日付をもちまして、西南濃粗大廃棄物処理組合管理者、職務代理者、副管理者、養老町長より議案提出の依頼がございました。当組合は、大垣市を含む8市町で構成し、粗大廃棄物処理施設の設置及び管理に関する事務を共同処理しております。安定した組合事業の運営と事務の効率化を図ることを目的に、執行機関の選任方法などについて定めた規約を変更するため、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書、併せて新旧対照表13ページを御覧ください。

第5条では、議会の組織及び議員の選任の方法につきまして、大垣市の生活環境部長を廃棄物事務を所管する部長に改めるとともに、組合議員に大垣市の副市長及び養老町の廃棄物事務を所管する部長を加えることを規定するものでございます。

第7条では、執行機関の選任方法につきまして、互選を改め、管理者、副管理者及び会計管理者をそれぞれ大垣市長、養老町長及び大垣市の会計管理者に規定するものでございます。

附則といたしまして、この規約は岐阜県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、子育て推進課が所管いたします議第40号、議第41号の補足説明をさせていただきます。

初めに、議第40号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書と併せ、新旧対照表は10ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、国の基準に準じて改正を行うものでございます。

第43条は、特定教育・保育施設等との連携に関することについて規定しておりますが、第4項第1号中、第24条第3項の次に括弧書きを加え、読替規定を明記するとともに、同条第5項中の文言の整理をするものです。

なお、附則といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議第41号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

今回の改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省令が公布されたことに伴い、国の基準に準じて新たな規定を加えるとともに、用語の整理を行うものでございます。

議案書と併せ、新旧対照表は11ページから御覧ください。

まず、目次を改め、第6章として雑則（第50条）を加えます。

次に、第7条は、保育所等との連携に関することについて規定しておりますが、用語の定義範囲を改めるとともに、文言の整理を行うものでございます。

次に、本則に1章を加え、第6章、雑則として第50条を追加いたします。

電磁的記録について規定する第50条は、この条例において書面で行うことが規定されている、

又は想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録による方法を認めることを規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この改正条例につきましては、公布の日から施行するものとします。ただし、目次の改正規定及び本則に1章を加える改正規定は、令和3年7月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） それでは、議第44号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第1号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,230万3,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億7,230万3,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書7ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきましては、巡回バスに係ります修繕料に不足が生じたので、需用費の修繕料において60万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費におきましては、このたび岐阜県選挙管理委員会から、コロナ禍における期日前投票所の混雑の緩和を図るため、入場券に宣誓書を盛り込むよう要請がございましたので、入場券のレイアウトを変更するための経費及びその他選挙関連経費といたしまして、需用費24万1,000円、役務費75万6,000円、システムの改修業務などの委託料238万1,000円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額県支出金が交付される見込みとなっております。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、目12子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、独り親世帯以外の世帯に対し、対象児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業でございます。

事業費といたしまして、職員手当等31万5,000円、需用費25万円、役務費12万5,000円、8ページになりますが、システムの運用支援業務委託料528万円を事業費といたしまして、給付金として負担金、補助及び交付金2,380万円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金が交付される見込みとなっております。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目8新型コロナウイルスワクチン接種事業費におきましては、令和2年度補正予算（第8号）におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係ります予算及び繰越明許費をお認めいただき、現在65歳以上の高齢者の方々に対するワクチン接種を順次行っておりますが、このたび、今後のワクチン接種事業に係ります経費に不足



を生じる見込みとなりましたので、報酬369万9,000円、職員手当等238万7,000円、共済費45万4,000円、旅費30万7,000円、需用費76万9,000円、役務費113万9,000円、ワクチン集団接種業務などの委託料3,085万9,000円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、国庫支出金3,961万2,000円及び諸収入2,000円を見込んでおります。

次に、9ページになりますが、款6農業水産業費、項1農業費、目7農地費におきましては、栗原の圃場における担い手農家の集積率に応じて交付いたします農業経営高度化支援事業補助金でございますが、当初予算で3,250万円を措置しておりましたが、このたび集積率が当初の想定を上回りましたので、負担金、補助及び交付金770万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額県支出金が交付される見込みとなっております。

次に、目8農業構造改善費におきましては、高性能農業機械導入補助金といたしまして、当初予算におきまして、町単独事業として7団体で1,000万円を措置しておりましたが、このうち2団体と新規2団体に対しまして、県の補助金が交付される見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金1,069万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、県支出金1,103万4,000円を見込み、一般財源で33万5,000円の減となるところでございます。

次に、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費におきましては、去る5月10日に不破ロータリークラブ様から30万円の御寄附を頂きましたので、各小学校のICTを活用した学習を支援するため、大型モニターへ画像を転送するための無線LANアクセスポイントを各小学校へ1台ずつ導入するための費用といたしまして、備品購入費42万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費におきましても、小学校費同様、不破ロータリークラブ様から御寄附を頂きましたので、各中学校のICTを活用した学習を支援するため、大型モニターへ画像を転送するための無線LANアクセスポイントを各中学校へ1台ずつ導入するための費用といたしまして、備品購入費12万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、いずれも寄附金を見込んでおります。

続きまして、5ページからの歳入を説明させていただきます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3衛生費国庫負担金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金としまして2,859万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金におきましては、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費交付金としまして2,380万円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費交付金としまして597万円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、目3衛生費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金としまして1,101万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款15県支出金、項2県補助金、目5農林水産業費県補助金におきましては、元気な農業産地構造改革支援事業補助金としまして1,103万4,000円、農業経営高度化支援事業補助金としまして770万2,000円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3委託金、目1総務費委託金におきましては、衆議院議員選挙委託金といたしまして337万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、6ページになりますけれども、款17寄附金、項1寄附金、目10教育費寄附金におきましては、不破ロータリークラブ様から30万円の御寄附を頂きましたので、教育費寄附金としまして29万9,000円の増額補正をお願いし、補正後の見込額を30万円とするものでございます。

次に、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきましては、収支の均衡を図るため、50万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款20諸収入、項5雑入、目6雑入におきましては、会計年度任用職員に係ります労働雇用保険負担金として2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、10ページから給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 議第45号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を増額し、予算の総額を27億7,100万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明させていただきます。

款2保険給付費、項6傷病手当金、目1傷病手当金、節18負担金、補助及び交付金で100万円増額補正をお願いするものでございます。

傷病手当金の支給に対する適用期間につきましては、令和2年1月1日から令和3年3月31日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため、労務に服することができない間としておりましたが、令和3年4月1日から同年9月30日までの期間につきましては、国の財政支援対象となることに伴いまして対象期間を延長し、傷病手当金を支給するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページをお願いいたします。

款6県支出金、項1県補助金、目1民生費県補助金、節5保険給付費等交付金で100万円増額補正をお願いするもので、傷病手当金に係ります特別調整交付金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） お諮りします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため、審議を延期することといたしたいが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第38号から議第42号まで及び議第44号から議第45号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

---

日程第7 議第43号 上下水管布設（推進工）工事請負契約の締結について

---

○議長（富田栄次君） 日程第7、議第43号 上下水管布設（推進工）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第43号 上下水管布設（推進工）工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日、指名競争入札に付しましたところ、岐建・濃建特定建設工事共同企業体、代表者、大垣市西崎町2丁目46番地、岐建株式会社、代表取締役社長 木村志朗が落札しましたので、この者と1億4,685万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により議会の議決を求めますのでございます。

細部につきましては、総務課長並びに上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） 議第43号 上下水管布設（推進工）工事請負契約の締結につきまして、私からは契約に関します補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきましても御覧いただきたいと思っております。

本契約につきましては、去る5月24日に指名競争入札を執行いたしました。本件の入札に関しましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づきまして、その基準の中で業者の選定数等々についての記述がございしますが、設計金額が5,000万円以上の工事であることから、今回共同企業体方式を採用させていただきまして、それぞれA、B業者8社に結成以来をした結果、期限でございます4月27日までに届出のございました特定建設工事共同企業体、以下、共同企業体と申し上げますが、これらの結成届を受理いたしました。

上村・岩田工務店共同企業体、宇佐美・新晃共同企業体、内藤・岩田共同企業体、大橋・ダ

イゼン共同企業体、TSUCHIYA・平成共同企業体、西濃・松栄共同企業体、岐建・濃建共同企業体の以上7者によります共同企業体で入札を執行いたしました。第1回目の入札で予定価格に達しました岐建・濃建特定建設工事共同企業体が1億3,350万円で落札したところでございます。

議案書にもございますとおり、この結果に基づきまして、消費税等を含めまして1億4,685万円で、当共同企業体の代表者でございます岐建株式会社、代表取締役社長 木村志朗と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

なお、当工事におけます出資割合につきましては、岐建株式会社が60%、株式会社濃建が40%でございます。

完成期限につきましては令和4年3月25日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君） それでは、議第43号 上下水管布設（推進工）工事請負契約の締結について、私から工事の概要について補足説明をさせていただきます。

上下水管布設（推進工）工事概要図を御覧ください。

工事は、垂井地内の町道垂井綾戸線及び町道垂井1-13号線において、概要図の赤い線、番号1から4の区間に下水管を布設する工事となります。また、1級河川、梅谷川を横断する番号2から3の区間につきましては、現在、追分橋に添架しております水道管を併せて布設替える工事を行います。施工延長は127.1メートルで、推進工法により、梅谷川横断の区間は口径600ミリのレジンコンクリート管を布設後、その中に口径200ミリの下水管2本と口径150ミリの水道管1本を布設する工事を行います。また、それ以外の区間は、口径450ミリのレジンコンクリート管を布設いたします。

管の深さは、梅谷川横断の区間は道路面から管底まで7.2メートルから8.1メートル、それ以外の区間は3.7メートルから5.4メートルでございます。

推進工事の発進、到達等の作業敷地として必要な立て坑は番号1から4の地点に4か所、マンホールは番号2から4の地点に3基設置いたします。

工事期間中は片側交互通行で作業を行うため、この路線は交通量も多いことから、交通誘導員等を適正に配置し、交通の支障にならないよう十分配慮して工事を進めさせていただきます。また、夜間や工事を行わない期間につきましては、立て坑を覆工板で塞ぎ、車が通行できるようにいたします。

なお、本工事の完成期限は令和4年3月25日でございます。

地元自治会には事前に工事の概要をお知らせし、広報でも周知してまいります。

工事中は、交通等何かと御不便をおかけしますが、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

たします。

以上、議第43号、工事の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第43号 上下水管布設（推進工）工事請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前10時38分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 江 上 聖 司

会議録署名議員 中 村 ひ と み